

金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対する意見

平成11年2月1日

全国商工会連合会

今般、金融検査マニュアル検討会の「中間とりまとめ」がまとめられ、公表されましたが、その内容については、特に、債権分類の基準について下記のとおり問題があるものと思われます。

一昨年の秋以降、金融機関による貸し渋り問題が発生し、とりわけ中小企業においては資金調達が支障をきたし、さらに長引く不況と相俟って、その経営は極めて厳しい状況にあります。

今回とりまとめられた「中間とりまとめ」のとおり金融検査が実施されることとなれば、現在の信用収縮がさらに助長されることも懸念されますので、最終マニュアルのとりまとめまでに、下記問題点について充分にご検討いただくようお願い致します。

記

今回の「中間とりまとめ」は、金融機関の自己査定において、債務者の信用格付を行うことをその基本としているが、その際、マニュアルに定められた債務者区分との整合性を求めている。

しかしながら、「中間とりまとめ」に示された債務者区分の基準どおりに債務者区分が行われることとなれば、金融機関の判断次第で、多くの企業が「破綻懸念先」に区分され、貸し渋りが一層深刻になることも懸念される。

特に、概して体力に乏しく、環境の変化による影響を受けやすい中小企業は、「破綻懸念先」に区分されてしまう可能性が大きい。

さらに、「破綻懸念先」に区分された企業については、厳しい引当金基準も示されており、金利の引き上げや貸しはがしにつながる懸念も大きい。

そもそも、現在の信用収縮の大きな要因は、金融機関の担保絶対主義にあるが、「中間とりまとめ」に示された様な基準によって債務者区分が行われることとなれば、信用収縮をさらに助長することにもなりかねない。

金融機関の本来的役割は、信用創造にあるべきであり、そのためには、企業の技術力や営業力、経営者の資質等といった定量的には表しきれない要素をいかに評価し得るかが重要である。

金融機関が社会的に果たすべき役割を十分に踏まえた基準の策定が必要である。